

**群馬県による市町村支援組織イメージ
【ぐんま森林経営管理サポートセンター】**

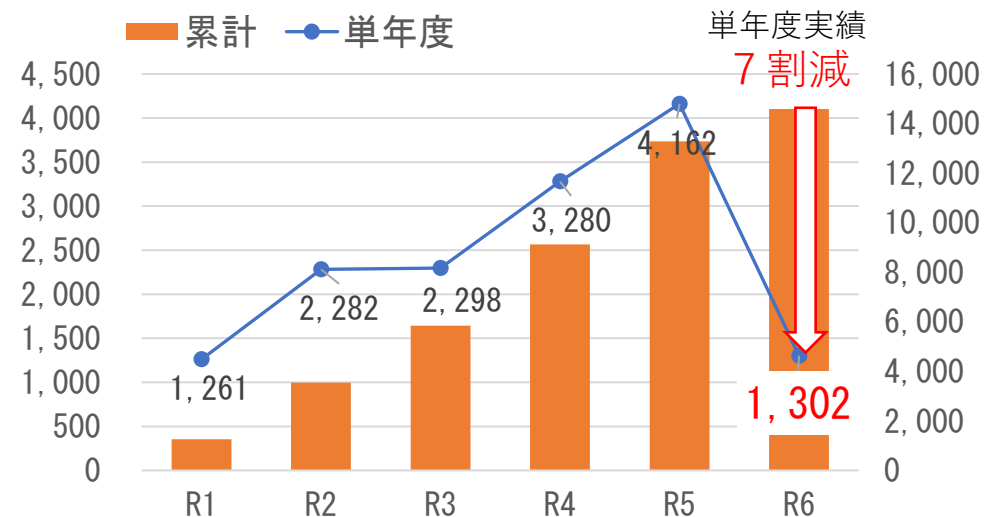
I 市町村支援の必要性

制度導入からの経緯

- 令和元年に森林経営管理制度が導入
- 各事務所の経営管理専門官を配置し、市町村を支援（R1～R4）
- 令和5年に経営管理専門官を廃止

市町村における取組状況

- 意向調査は約8割の市町村が実施しているが、配分計画公告は約3割、市町村管理は2割に留まる。
- 意向調査の済んだ森林は民有人工林の15%に留まり、更なる推進が必要。



	意向調査				集積計画公告				配分計画公告				市町村管理			
	市町村数	割合	面積	割合	市町村数	割合	面積	割合	市町村数	割合	面積	割合	市町村数	割合	面積	割合
R1	10	31%	1,261ha	1.4%	0	0%			0	0%			0	0%		
R2	20	63%	3,543ha	3.9%	4	11%	49.52ha	0.06%	1	3%	1.86ha	0.00%	0	0%		
R3	22	69%	5,841ha	6.5%	11	34%	167.1ha	0.19%	7	22%	52.62ha	0.06%	0	0%	0.23ha	0.00%
R4	25	78%	9,121ha	10.1%	14	43%	385.79ha	0.43%	5	15%	166.19ha	0.18%	5	15%	39.32ha	0.04%
R5	25	78%	13,283ha	14.8%	14	43%	465.03ha	0.52%	9	28%	223.17ha	0.25%	6	18%	69.92ha	0.08%

市町村の課題

- 25市町村で森林経営管理制度を運用しているが、人員不足や他業務との兼務により県等による支援が必要
- 候補地選定や森林所有者、事業者との調整などが負担となっており、外部への業務委託を要望

※詳細はアンケート調査結果を参照

森林経営管理制度等に関する市町村アンケート調査 結果概要

2025.7 群馬県林政課政策企画係

調査の概要

1 目的

森林経営管理制度の運用開始から6年が経過し、様々な課題が明らかとなった。

令和8年4月1日から改正森林経営管理法が施行され、制度を担う市町村における取組の重要性が高まる市町村における円滑な制度運営を図るため、森林経営管理制度に係る課題を整理する。

2 内容

(1) 調査対象市町村：県内35市町村

(2) 調査内容

ア 林業担当部局の状況

イ 担当職員の業務内容

ウ 森林経営管理制度の運用状況

エ 森林経営管理制度運用上の課題

調査結果

- 1 回答市町村
27市町村
- 2 回答内容
(1) 林業担当部局の状況

区分	人数	備考
担当部局職員数	110	
林業専従職員	44	
他業務兼業職員	26	

専従職員は担当部局職員の約4割

- (2) 専従職員の業務内容

区分	割合	備考
伐採届	12%	
補助事業	19%	
県民税事業	18%	
建設事業	12%	
森林経営管理制度	15%	
森林環境譲与税	18%	
その他	6%	

森林経営管理制度、森林環境譲与税に関する業務が3割超

- (3) 森林経営管理制度の運用状況

ア 運用状況

区分	市町村数	備考
運用している	17	
運用していない	10	

イ 運用に必要な人員

区分	人工数			備考
	運用している	今後運用	計	
候補地選定	2.9	2.5	5.0	
意向調査	4.4	3.8	7.8	
境界明確化	8.7	3.1	11.4	
集積計画作成	5.1	2.7	6.8	
配分計画作成	4.1	2.9	6.2	
森林所有者との調整	3.9	3.0	6.3	
事業体との調整	3.7	2.8	6.0	
その他	2.0	0	1.5	
計	36.8	22.8	54.9	

運用に必要な人員は約37人工

候補地選定、森林所有者及び事業体との調整に約10人工

調査結果

ウ 森林経営管理制度運用上の課題 ※重要性順に3項目を選定し、市町村別に重要性順に3点から1点を付与

①制度の課題

項目	点数	備考
人員不足	49	
所有者不明	21	人員不足が最も重要な 制度運用上の課題
境界不明	24	
林業事業体	15	
県の支援体制	13	
その他	7	
計	129	

②制度運用上の課題

項目	点数	備考
対象森林の抽出	20	
森林所有者の把握	26	
意向調査	18	
境界明確化	19	制度運用上は森林所有者の把握、対象森林の抽出等が課題
集積計画作成・公告	20	
企画提案審査	2	
配分計画作成・公告	7	
その他	12	
計	124	

③外部組織の必要性

項目	市町村数	備考
必要	19	
不要	8	

7割の市町村で支援組織が必要と認識

④外部組織に求める役割

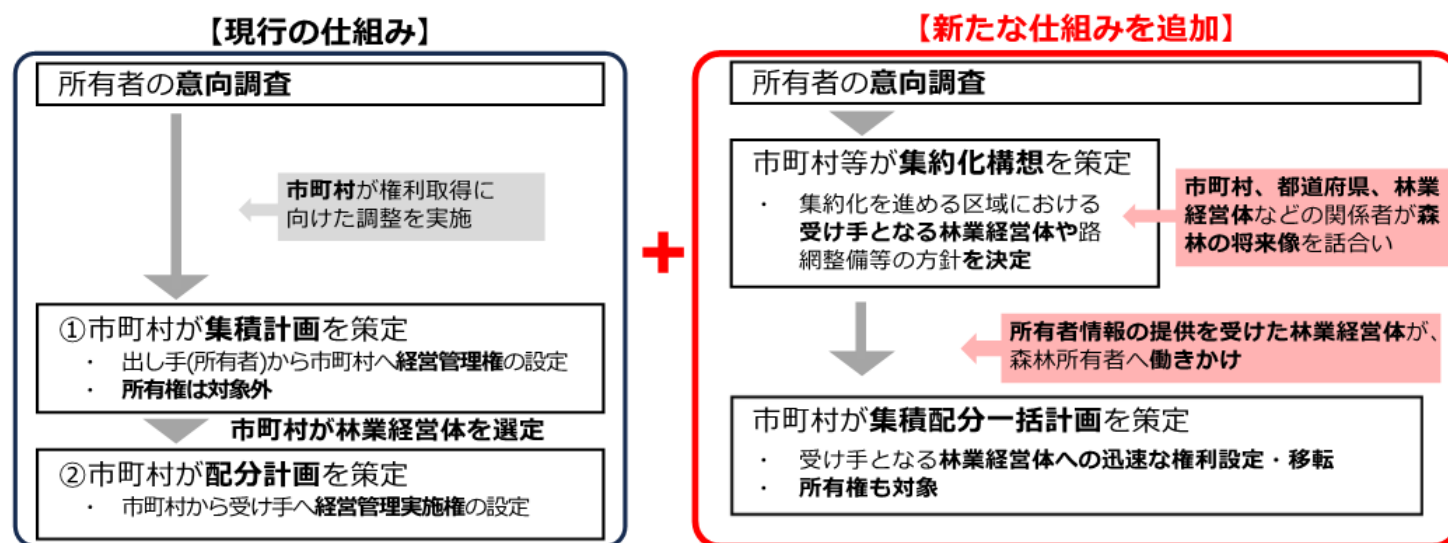
項目	市町村数	備考
制度全般	10	
一部業務	9	

7割の市町村のうち、半数以上で制度全般の委託を希望

II 市町村支援組織の必要性

森林経営管理法の改正（R8.4.1施行）

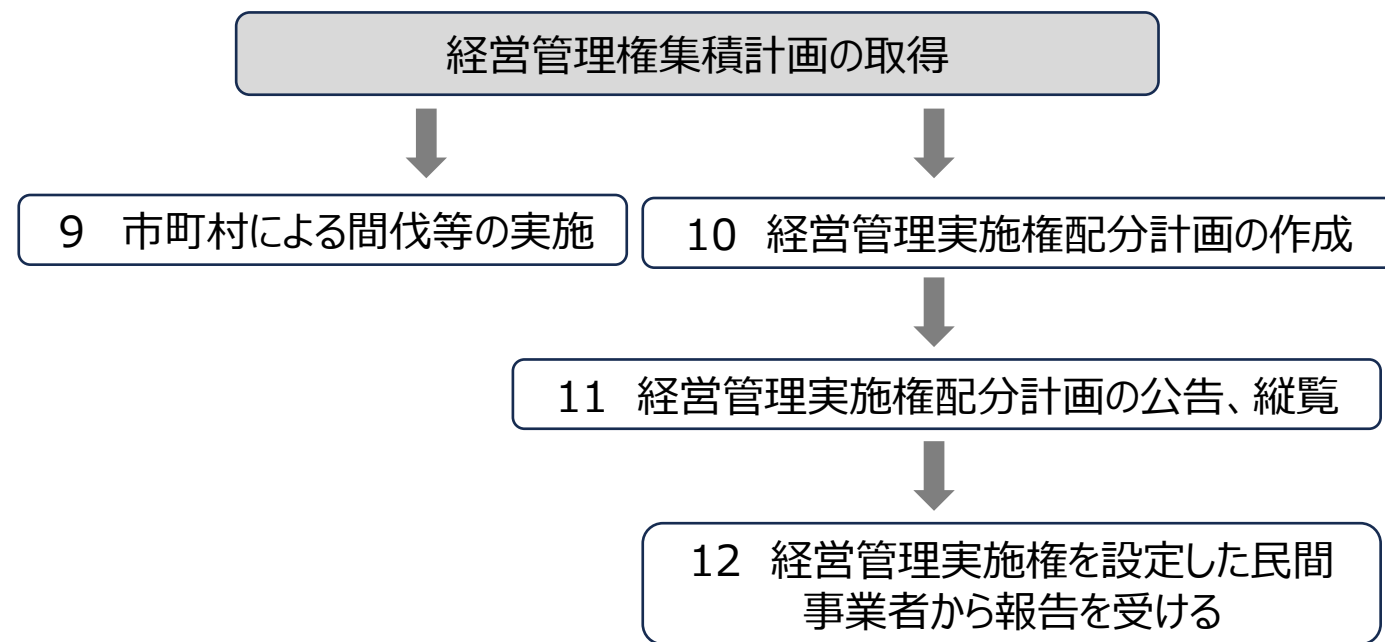
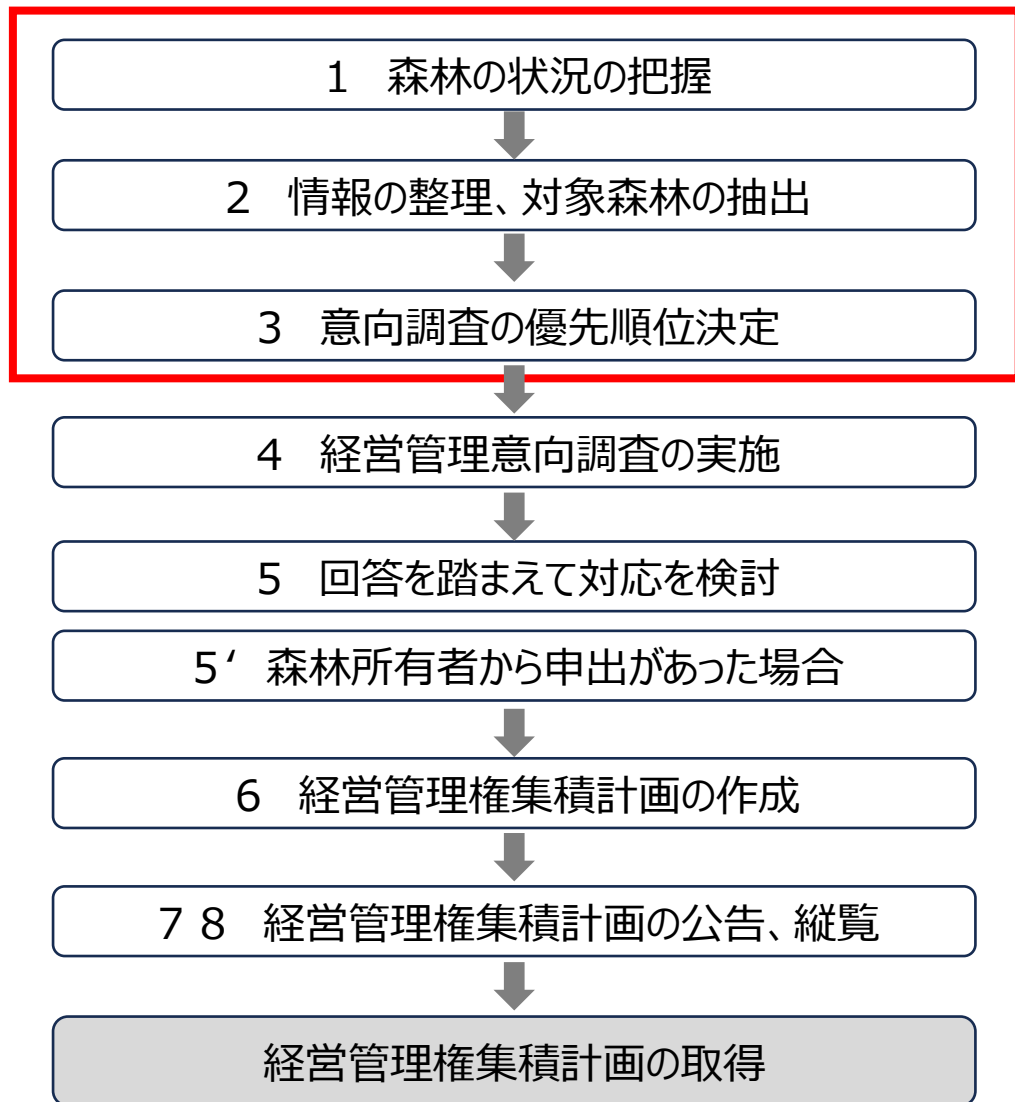
- 法改正により、市町村が集約化構想を策定
- 市町村が集積配分計画を策定
- 市町村の事務負担を軽減するため、市町村長が「委託を受けて市町村事務を支援する法人（経営管理支援法人）」を指定



<市町村の事務負担の軽減>

- ① 市町村に対する共有林の経営管理権の設定（間伐、間伐材の販売、保育）に必要な共有者の同意要件を緩和（全員→1/2超）【第4条第5項】
- ② 所有者不明森林等について、市町村への経営管理権設定に関する公告期間を短縮（6月→2月）【第11条第6号及び第25条第3号】
- ③ 市町村の長が「委託を受けて市町村事務を支援する法人（経営管理支援法人）」を指定できる仕組みを創設【第57条から第61条まで】

森林経営管理制度において、市町村が行う事務全体の流れ



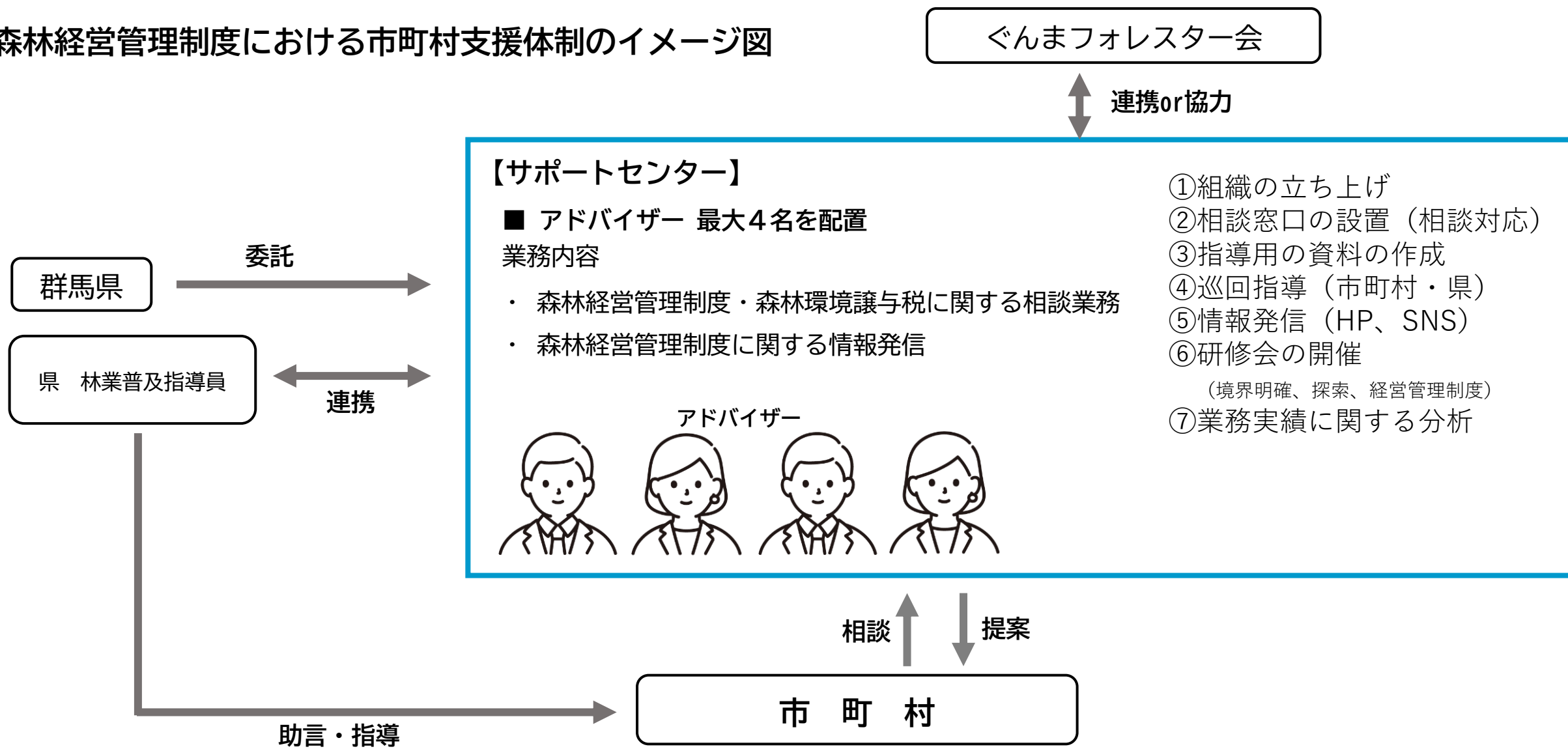
【市町村の課題】

- ・ 林業分野の知識を有する職員が少なく、担当職員は複数の業務を抱え、人事異動もありノウハウが蓄積できない。
- ・ このため、特に専門的な知識が必要な初期段階（1～3）が進みにくい。
- ・ 一方で、初期段階の進捗が円滑な制度運用には不可欠。

制度運用の初期段階である1～3を支援組織が支援



森林経営管理制度における市町村支援体制のイメージ図



ぐんまフォレスター会

連携or協力

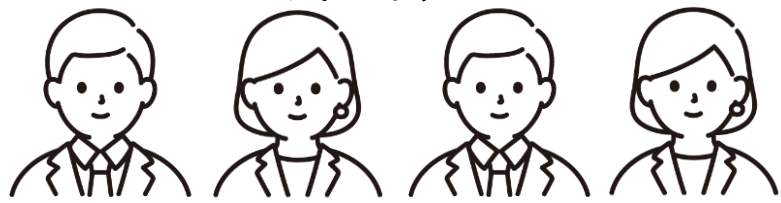
【サポートセンター】

■ アドバイザー 最大4名を配置

業務内容

- ・ 森林経営管理制度・森林環境譲与税に関する相談業務
- ・ 森林経営管理制度に関する情報発信

アドバイザー



- ①組織の立ち上げ
- ②相談窓口の設置 (相談対応)
- ③指導用の資料の作成
- ④巡回指導 (市町村・県)
- ⑤情報発信 (HP、SNS)
- ⑥研修会の開催
- ⑦業務実績に関する分析
(境界明確、探索、経営管理制度)

委託

群馬県

県 林業普及指導員

連携

助言・指導

相談

提案

市町村